**新型コロナウイルス感染拡大防止のための各種申請手続きの郵送推奨について**

宅地建物取引業法等に基づく手続きの一部については、これまでも郵送での提出が可能でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での各種申請手続きを推奨しますので、皆様のご協力とご理解をお願いします。また、新型コロナウイルス感染症による不測の事態に備え、期限に余裕を持った申請をお願いします。

郵送手続きをされる方は次の事項をご確認ください。

１　郵送手続きの対象

（１）宅地建物取引業者名簿登載事項変更届及び従業者異動届

（２）廃業等届

（３）宅地建物取引業者免許証書換・再交付申請

（４）更新・書換・再交付免許証の交付

（５）宅地建物取引士に係る全ての申請

２　郵送手続きの注意事項

（１）宅地建物取引業者の場合

・**新規・更新免許申請については郵送手続きの対象外**となります。

・郵送手続きについては、希望制とします。

・郵送手続きを希望されない方には、窓口申請を受け付けます。

・上記の（１）、（２）の手続きを郵送で行う方は、必ず返信用封筒を同封してください。

　　　　※①返信用封筒のサイズはＡ４用紙が三つ折りで入るものです。

　　　　　②送付先は受取者の事務所所在地（本店）を記載してください。

　　　　　③８４円分の切手を貼付してください。

・上記の（４）の郵送での受取を希望される方は、更新免許申請時や書換・再交付申請時に必ず返信用封筒をご用意ください。

　　　 ※①返信用封筒のサイズはＡ４用紙が入るものです。

　 ②送付先は受取者の事務所所在地（本店）を記載してください。

　 ③４４０円分の切手を貼付してください。（簡易書留にて送付します。）

（２）宅地建物取引士の場合

　 ・宅地建物取引士に係る**全ての申請が郵送手続きの対象**となります。

　 ・郵送手続きについては、希望制とします。

　 ・郵送手続きを希望されない方には、窓口申請を受け付けます。

　 ・郵送にて住所変更をされる方は、必ず返信用封筒を同封してください。

　　 ※返信用封筒には４０４円分の切手を貼付してください。（簡易書留に

て送付します。）

３　届出書等様式のダウンロード方法

　　郵送手続きをされる場合は、熊本県のホームページで注意事項や必要書類

を確認のうえ郵送してください。

※各種申請様式の注意事項や必要書類の確認・ダウンロード方法

「熊本県ホームページ」→「県土づくり」

→「建築・建設業・土地」→「不動産取引」

→「宅建業者」or「宅地建物取引士」

熊本県土木部建築住宅局建築課

宅地耐震化・指導班

連絡先：０９６－３３３－２５３６